

さん すい か
山 水 花 のまちづくり

埴町第六次長期総合計画

2022 ▶ 2031

《 概要版 》



豊かな自然と和のこころ
未来につなぐ
にぎわいの里
はなわ

令和4年3月

埴 町

1 まちづくりの基本理念

歴史あるこのまちには、自然とそれに寄り添って生きてきた人々の営みが、今も息づいています。まちのあり方は時代の流れの中で変わっていくものですが、今この場所にまちがあることは、厳しい時代の中でもここに住むことを望んだ人々がいて、まちを守ってきたことの証です。私たちは、その重みを感じて、今後のまちのあり方を考えなければなりません。

これまでのまちづくり(第五次計画)では、「山水花のまちづくり」を基本理念として、住民の生活のため、様々な施策を進めてきました。

本計画でもまちづくりの基本理念として「山水花のまちづくり」を掲げます。

まちづくりの
基本理念

さん すい か
山 水 花 のまちづくり

2 長期総合計画とは

近年、わが国のいたるところで激甚災害が発生しており、それまで安全だと考えられていた地域も甚大な被害を受けることがあり、どこに住んでいても災害への日頃からの備えをして暮らす必要が出てきています。加えて令和2年(2020)、新型コロナウイルス感染症が世界を席卷し、世界中で人々の衛生面の意識が変化しただけでなく、生活様式に大きな影響が及び、大都市に集中する人の流れに大きな変化が起こる可能性があります。

このような情勢を踏まえながら、向こう10年間のまちづくりの指針となる「埴町第六次長期総合計画」を町の最上位計画として位置づけ策定します。

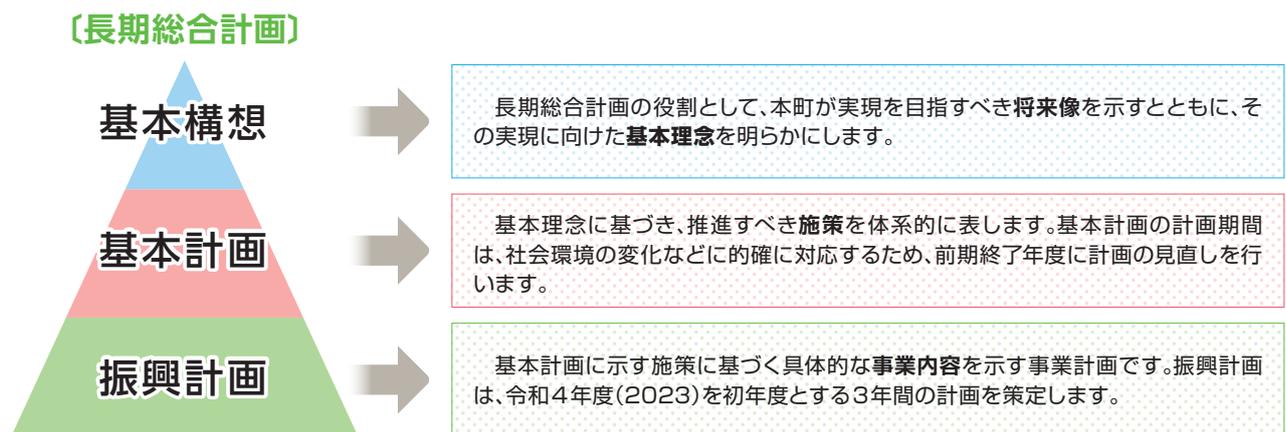
(1) 位置づけ

本計画は、本町の取組むまちづくり全分野の方向性を定めるものであり、産業、福祉、教育、都市基盤整備など、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。

個別の計画との整合性を図りながら、まちづくり全体の方向性や重点とすべき問題など、分野横断的視点をもって本町の今後の政策を定め明らかにします。

(2) 計画の構成

第五次計画同様に、基本構想、基本計画、振興計画の3層構造にて、本町の事業の目指すところを示すものとします。



3 埜町の将来像

基本理念に込めた願い

さん
山

「山」は、古来よりこのまちを静かに見守ってきました。四季折々に美しい表情を見せ、私たちに恵みをもたらし、私たちの心を癒します。

「山水花」の「山」は、山林を地域資源として活かすとともに、人と緑が調和したまちであることを願うものです。

すい
水

「水」は、絶えず清らかに流れ、私たちの命を芽吹かせます。産業や生活に欠かせない「まちの血液」であり、人と人、人と生き物の間を循環し、結び付けています。

「山水花」の「水」は、人と人のつながりで、助けあい、支えあうやさしさのあるまちであることを願うものです。

か
花

「花」は、可憐に咲き、私たちの心をときめかせます。その繊細な美は、土地の気候や土壌、そして何よりも、育てる人の情熱によって生み出され、着実に未来へと受け継がれていきます。

「山水花」の「花」は、郷土を愛し夢を実現するまちであることを願うものです。

《将来像》

基本理念をまちづくりの根幹として、今後10年間を通じて実現する将来像を、次の通り定めます。

豊かな自然と和のこころ

未来につなぐ にぎわいの里 はなわ

この地に暮らす人々を代々支えてきた自然の恵みの中で、生活ができるまちであること。地域の人々のつながりを大切に、お互いに支えあえる共生の「和(輪)」が確立されたまちであること。

そんな良さを持ったまちが未来につながるよう、人が住み、人が訪れるにぎわいを創り、また、いつでも帰ってくるのできる里として、このまちを守っていきます。

《施策の基本方針》

1 活力とにぎわいにあふれるまち(産業振興・雇用創出)

2 だれもが健やかに共生するまち(保健・福祉)

3 ふるさとを愛し心豊かに生き抜く力を学ぶまち(教育)

4 豊かな自然の中に暮らす安全・安心のまち(都市基盤)

5 住民と協働で歩むまち(行財政・コミュニティ)

4 施策体系

基本構想

基本理念

山水花のまちづくり

将来像

豊かな自然と和のこころ 未来につながるにぎわいの里はなわ

基本理念のもと、
将来像の実現に向け
施策に取り組む

【基本方針】

1. 活力とにぎわいにあふれるまち
(産業振興・雇用創出)

2. だれもが健やかに共生するまち
(保健・福祉)

3. ふるさとを愛し心豊かに
生き抜く力を学ぶまち(教育)

4. 豊かな自然の中に暮らす
安全・安心のまち(都市基盤)

5. 住民と協働で歩むまち
(行財政・コミュニティ)

基本計画

重点施策(埴町総合戦略)

全施策から重点的な取組を抽出

【施策】

- 1 農業振興** (1)農産品の付加価値向上 (2)6次産業の推進 (3)農業基盤の強化
- 2 林業振興** (1)担い手の確保、森林経営人材の育成 (2)林産物の付加価値向上 (3)森林基盤の整備
- 3 商工業振興** (1)商業環境の向上 (2)企業支援・誘致、雇用創出
- 4 観光振興** (1)道の駅を拠点とした観光振興 (2)サイクルツーリズムの推進

- 1 地域福祉** (1)地域共生社会の構築 (2)人権の擁護
- 2 子ども・子育て支援** (1)妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 (2)幼児教育・保育、子どもの居場所の確保 (3)結婚支援の推進
- 3 高齢者福祉** (1)地域包括ケアシステムの推進 (2)介護予防・生活支援の充実 (3)認知症対策 (4)高齢者の居場所づくり
- 4 障がい者福祉** (1)総合的な障がい者支援 (2)療育・発達支援の充実 (3)生活支援の推進
- 5 健康づくり** (1)地域ぐるみの健康づくりの促進 (2)成人保健の充実 (3)こころの健康づくりの推進 (4)感染症対策の推進 (5)健康な生活習慣の定着

- 1 学校教育** (1)「つなぐ教育」の充実、教育環境の充実 (2)家庭教育、地域教育の推進 (3)不登校等の子どもたちへのサポートの推進 (4)特別支援教育の充実 (5)ふるさとを愛する教育の推進
- 2 生涯学習** (1)生涯学習の推進 (2)青少年の健全育成 (3)図書館の充実
- 3 生涯スポーツ** (1)生涯スポーツの振興 (2)スポーツ施設の充実
- 4 歴史・文化・芸術** (1)歴史・文化財の整備、保存、活用 (2)文化活動の促進

- 1 安全・安心対策(防災・防犯・交通安全)** (1)防災体制の充実 (2)防災施設の充実 (3)消防体制の充実 (4)救急救命体制の充実 (5)防犯対策の推進 (6)交通安全対策の推進
- 2 移住・定住・関係人口の増進** (1)移住・定住促進 (2)関係人口の増進
- 3 地域交通** (1)新たな交通体系の確立 (2)道路・橋梁の整備
- 4 上下水道** (1)安全な水供給のための施設整備 (2)生活排水の適切な処理の推進 (3)上下水道事業の健全な経営
- 5 情報通信基盤の整備** (1)DXの推進 (2)災害や感染症に対応した通信基盤の整備
- 6 生活環境** (1)ごみ・し尿等の処理 (2)脱炭素化の推進
- 7 自然環境** (1)山・水・花の美しい景観づくりの促進

- 1 行財政運営** (1)効率的・効果的な行政運営 (2)持続的な財政運営
- 2 住民協働** (1)協働のまちづくりの推進

5 SDGsとの調和

SDGsとは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。わが国においては、平成29年(2017)12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされています。

本計画においても、施策展開の視点として、SDGsとの整合性を取るものとします。

SDGsそのものは、国際社会全体の開発目標であることから、SDGsの理念と本町の実情に合致する施策を推進することとします。

《持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標》



6 重点施策

人口減少・少子高齢化が進行し、今後さらに厳しい財政運営が求められる中、特に重要な施策に対し集中的に資源を投下する「選択と集中」が求められます。このことから、基本計画に位置づける施策から、今後のまちづくりにおいて特に重要となる施策を抽出し、重点施策として構成します。

重点施策は、「人口減少社会においても町を活性化させる取組を推進する」という考えのもと、具体的な事業内容は「埴町地方版総合戦略」に記述するものとします。

基本構想に掲げる課題の解決と目標の実現に向け、重点的・分野横断的に取組む目標として、次の4つの重点施策を掲げます。その目標達成に向けた施策を優先的・重点的に実施することにより、計画全体の着実な推進を先導します。

《重点施策》

重点施策1

安定した雇用を創出する

重点施策2

埴町への人の流れをつくる

重点施策3

子育てしやすい環境をつくる

重点施策4

互いが支えあい、
安心して暮らせるまちをつくる





埴町第六次長期総合計画《概要版》

発行：埴町 総務課

〒963-5492 福島県東白川郡埴町大字埴字大町3丁目21番地

電話：0247-43-2111(直通)／FAX：0247-43-2116

E-mail：jouhou@town.hanawa.fukushima.jp